【機密性２】

戸籍謄本等の提出について

横浜家庭裁判所

家事事件に必要な戸籍謄本等については、原本に代えてコピーを提出することができます。

詳細は、次の通りです。

【戸籍謄本等のコピーでの提出について】

１　家事審判・家事調停の申立てが対象となります。**人事訴訟事件等の訴訟事件については、原本を提出してください。**後見等事件については、以下の内容と異なる点がありますので、後見係のウェブサイト等で詳細を確認してください。

２　戸籍謄本等とは、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、法定相続情報一覧図の写し（※）、戸籍の附票の写し、住民票の写し及び家族関係証明書などを指します。

３　令和７年２月１７日以降の戸籍謄本等の提出については、原本を手元に置いておく必要がある場合は、できる限り、原本ではなくコピーで提出してください。

一度裁判所に提出された書類は、原則としてお返しすることができませんので、原本を提出される際はご留意ください。

４　戸籍謄本等について、原本に代えてコピーを提出した場合に、審理の必要上、別途、原本の提出を求めることがあります。裁判所の事件が終了するまで、手元に原本を保管してください。コピーの提出時に原本を提示する必要はありません。

※法定相続情報一覧図とは、法務局による法定相続情報証明制度を利用して作成する書面です。詳しくはこちら（法定相続情報証明制度の具体的な手続について：法務局）をご覧ください。相続に関する事件（遺産分割、相続放棄等）では、法定相続情報一覧図の写しの提出にご協力ください。法務局で取得した法定相続情報一覧図の写し又はそのコピーを提出する場合は、戸籍謄本、戸籍抄

本、戸籍記載事項証明書は、原本・コピーとも提出不要です。

【コピーの取り方】

１　全てのページをコピーしてください。

・　改製原戸籍謄本や除籍謄本で、掛紙（短冊状の紙）が付いているときは、掛紙をおろした状態のコピーと掛紙をめくった状態のコピーをそれぞれ取ってください。

２　コピー機でコピーしてください。写真撮影して印刷したものを戸籍謄本等のコピーとして提出することはできません。

・　裁判所職員がコピーすることはできませんので、申立前に事前にコピーを準備した上で提出してください。

３　Ａ４判の用紙にコピーしてください。

両面コピー、拡大コピー、縮小コピー、２in１、４in１等はせず、原本の形状通りにコピーしてください。

・　原本がＡ４判より小さい時も、拡大しないで、等倍でコピーしてください。

４　かすれやかけがないか、記載内容が正しく読めるか、確認してください。

５　落丁・乱丁がないか、確認してください。

・　ページの抜け落ちや重複がないか、正確な順序で並んでいるか、別の戸籍のコピーや関係のない書類が混ざっていないか確認してください。

６　原本と同じように、ステープラーで綴じてください。

・　複数の戸籍謄本等のコピーをまとめて綴じたりせず、戸籍謄本等の原本の形状と同じようにコピーを作成してください（１に記載の掛紙（短冊状の紙）が付いている場合は、掛紙をおろした状態、めくった状態の２枚を連続で綴じこんでください。）。

（※ 本取扱いの開始日：令和７年２月１７日。対象書面は同日以降提出分から。）